【新聞定価1カ月3925円(本体価格3738円) 1部売り朝刊130円、夕刊50円・各消費税込み】 京都新聞 2013年(平成25年)3月15日 金曜日

父の思い 司法動かす

成年後見人に選挙権

公選法の成年後見規定をめぐる訴訟の判決後、原告の名児耶匠さん(手前)とともに記者会見する父親の清吉さん＝14日午後、東京地裁

「娘の権利取り戻す」一心

障害を抱える娘への父で裁判を闘った名児耶匠親の切なる思いが司法を動かした。成年後見制度(81)は全面勝訴に「胸によって選挙権を奪うこのつかえが取れた」と目とを違憲とした14日の東を細めた。京地裁判決。「なぜ知的障害があると選挙ができなくなるのか。娘の大事な権利を取り戻さなければならない」。その一心に。自分たちがいなくなっても、匠さんの妹が後、見人として見守れば、最低限の支援で自立した生活ができる。ダウン症で知的障害がある匠さんの将来を案じての選択だった。だがその年から、匠さんの分だけ選挙はがきが来なくなった。

清吉さんが成年後見人になったのは2007年2月。計算が苦手な匠さんがだまされないようそれまで、匠さんは国政選挙も地方選挙も必ず自分の1票を投じてきた。電子辞書を隣に置いて新聞を読み、選挙公報にじっくり目を通す。親子3人で投票を済ませると、うれしそうな笑顔を見せた。

当たり前だった選挙ができなくなり、匠さんは選挙の度に、投票へ行く両親の背中を黙って見送っていた。「誇らしげに当投票していた娘の権利を人奪ってしまった」。後悔ばと罪悪感に押しつぶされいそうだった。

障害への差別や偏見で悔しい思いをしたことは過去にもある。地元小学校に入学を断られ、特別支援学校ができるまで2年間、教育を受けられなかった。最初の職場は不ちも主権者であることは解雇された。「娘への言うまでもない」。6年間の葛藤を解きほぐすような裁判長の声に、清吉さんは耳を傾けた。

支援者の歓声と拍手に包まれ、はにかんだような表情を見せた匠さん。次の選挙にはお父さん、お母さんと投票所へ行きたい―。目を輝かせる娘の横顔を、清吉さんの温かいまなざしが包んだ。

京都地裁でも、知的障害のある被後見人の男性(59)＝京都市中京区＝が2011年、同様の訴えを起こしている。男性は弁護団を通じてコメントし、夏に参院選があることを指摘した上で「一日も早く判決を出して選挙権を返してください」と訴えた。

男性は1994年、当時の禁治産制度による禁治産の宣告を受け、公選法の規定で選挙権を喪失。同制度が廃止されて成年後見制度が創設されたが、選挙権の制限は引き継がれた。

「京でも早く判決を」

弁護団によると、男性は日ごろから「障害者のことをよく考えてくれる人に投票したい」と話しているという。弁護団長の民谷渉弁護士は「今回の勝訴判決は相当大きな追い風になる。国には控訴をせず、早急に公選法の改正に取り組んでほしい」と話した。

中京の原告男性訴え